

労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届は、 社労士におまかせください！

労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届は、複雑で手間がかかり、企業にとって大きな負担です。労働社会保険諸法令に精通した国家資格者である社労士は、労働社会保険の手続を皆様に代わって行います。



制度改正のたびに手続が複雑になって
困っています。労働社会保険の手続業務を
社労士にお願いしたいのですが、
どのようなメリットがありますか。



社労士は、必要な手続を迅速かつ正確に行います。
事業主の皆様にとって、労働社会保険の複雑な
手続から解放されることとなり、これまで手続業務を
行っていた担当スタッフを本業（コア業務）に
専念させることができます。

ご注意 アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他土業等の社労士でない者が、労働社会保険に関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

人事・労務管理も社労士にご相談ください

就業規則の
作成・見直し

賃金・評価制度
の設計・運用

優秀な人材の
確保・育成

職場トラブルの
未然防止・円満解決

インターネットでアピール
**経営労務診断
サービス**

企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、その結果を企業情報ウェブサイト「サイバー法人台帳ROBINS」に掲載し、企業の労務管理の健全性を広くアピールするお手伝いをします。

※詳細は

社労士に相談・業務依頼をしたいときは

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、全国社会保険労務士会連合会ホームページの「都道府県社会保険労務士会&会員リスト」(www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/)をご覧ください。